

(参考資料)

介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・
確認検査の状況

全国介護保険・高齢者保健福祉
担当課長会議資料 抜粋

指定取消処分等の状況

(1) 指定取消・効力の停止処分の件数(図1)

平成 12 年度以降の指定取消・効力の停止処分は合計で 2,857 件となっている。

なお、直近 5 年間の指定取消・効力の停止処分の件数については、平成 28 年度 244 件、平成 29 年度 257 件、平成 30 年度 153 件、令和元年度 153 件、令和 2 年度 109 件となっている。

(2) 法人種別ごとの状況(図2)

法人種別ごとの事業所数の違いを踏まえる必要があるが、令和 2 年度の指定取消・効力の停止処分件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約 8 割を占めている。

(3) サービス種別ごとの状況(図3)

令和 2 年度のサービス種別ごとの指定取消・効力の停止処分件数については、指定訪問介護事業所（介護予防を含む）が 26 件、指定居宅介護支援事業所が 12 件、指定認知症対応型共同生活介護事業所が 7 件、指定地域密着型通所介護事業所が 6 件、指定通所介護事業所、指定訪問看護事業所、指定短期入所生活介護事業所がそれぞれに 4 件となっている。

(4) 指定取消・効力の停止処分の処分事由の状況(図4～8)

処分事案に対して該当する処分事由の割合については、1 件の処分事案に対し複数の処分事由が該当する必要があることに留意する必要があるが、令和 2 年度は、引き続き、指定取消処分及び効力の停止処分ともに「介護給付費の請求に関して不正があった」が多くなっている。

(5) 業務管理体制の整備に関する特別検査の状況(図9)

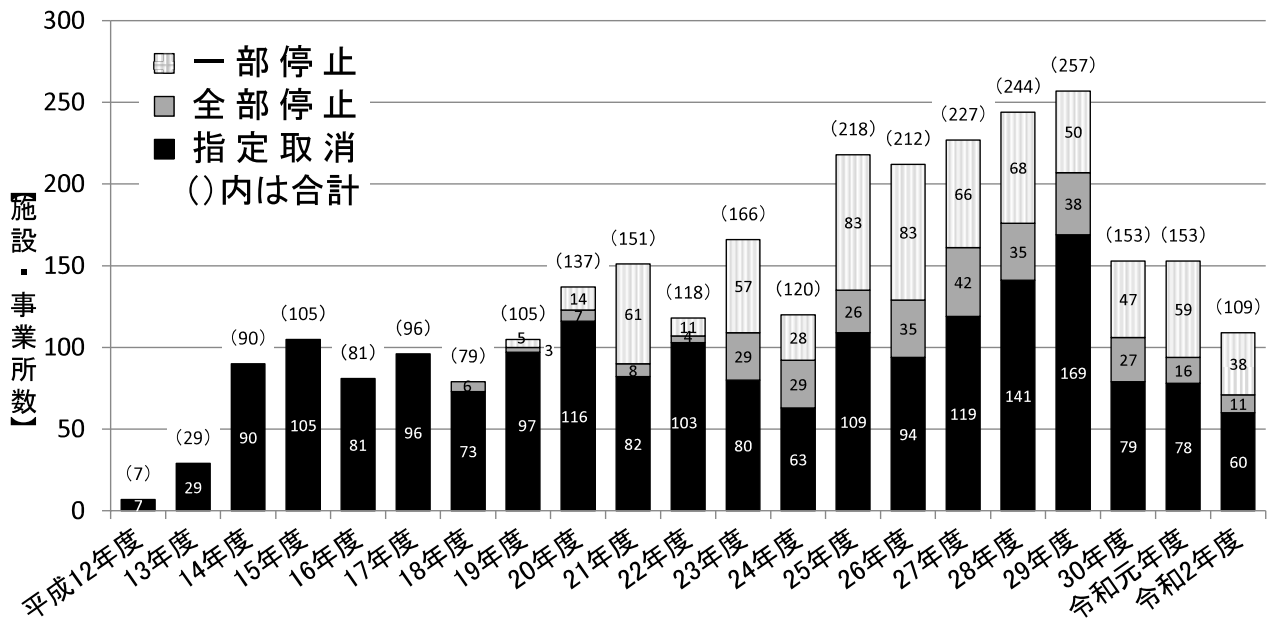
平成 21 年度以降、指定取消・効力の停止処分のあった事業所を運営する事業者に対する特別検査については、厚生労働省及び自治体において合計 490 件実施している。

なお、令和 2 年度単年度では 14 件実施しており、うち 6 件において改善勧告を行っている。

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【年度別】(平成12年度～令和2年度)

(図1)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2, 857事業所

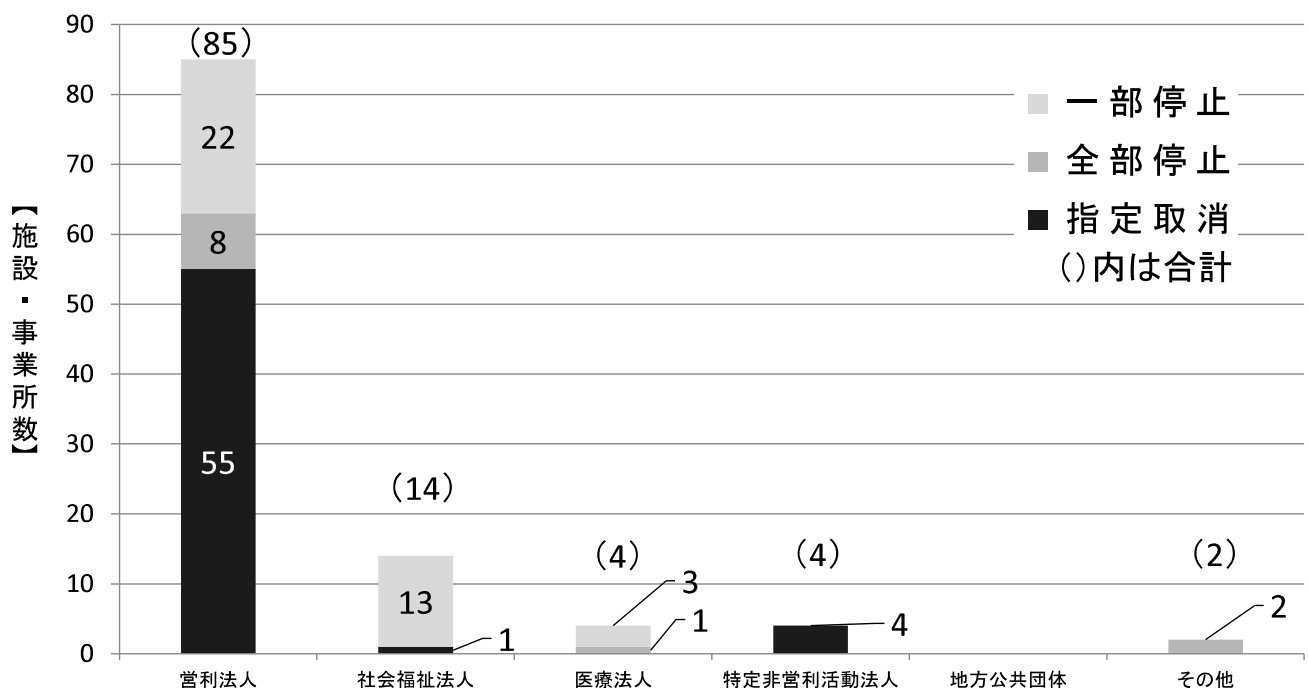


注：1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【法人種別】(令和2年度)

(図2)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 109事業所

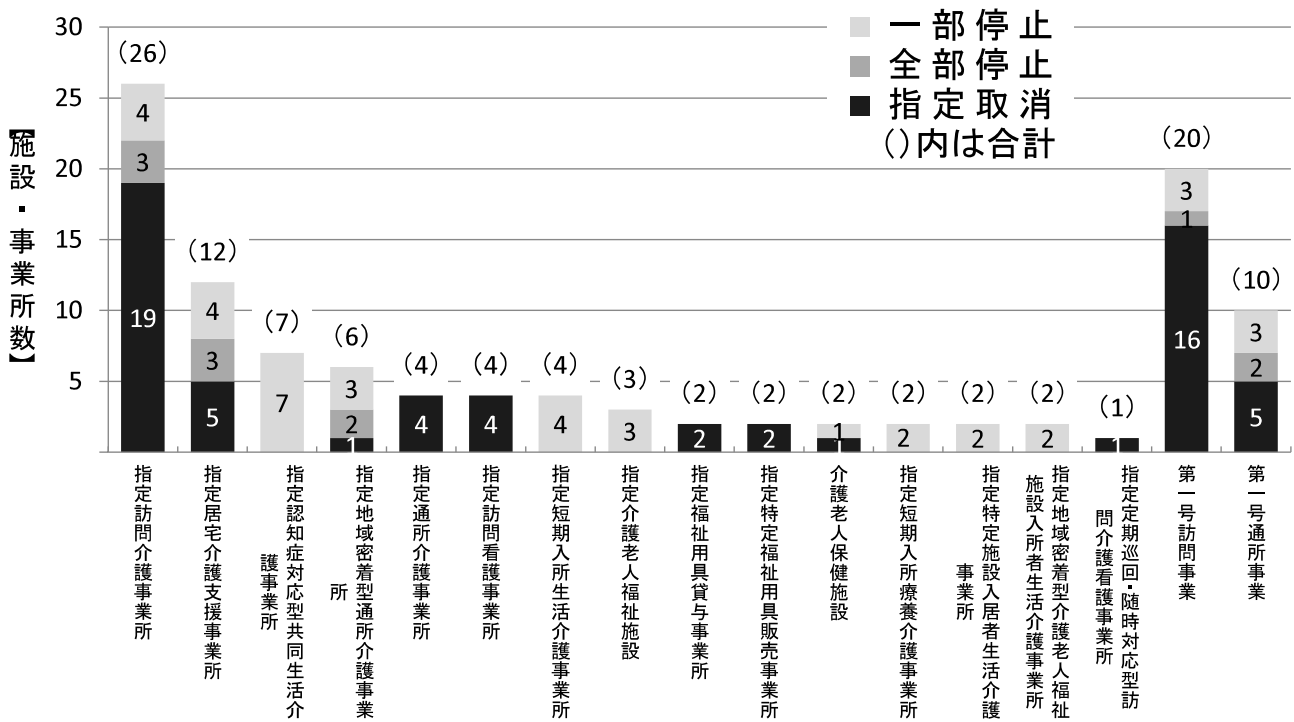


注：件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【サービス別】(令和2年度)

(図3)

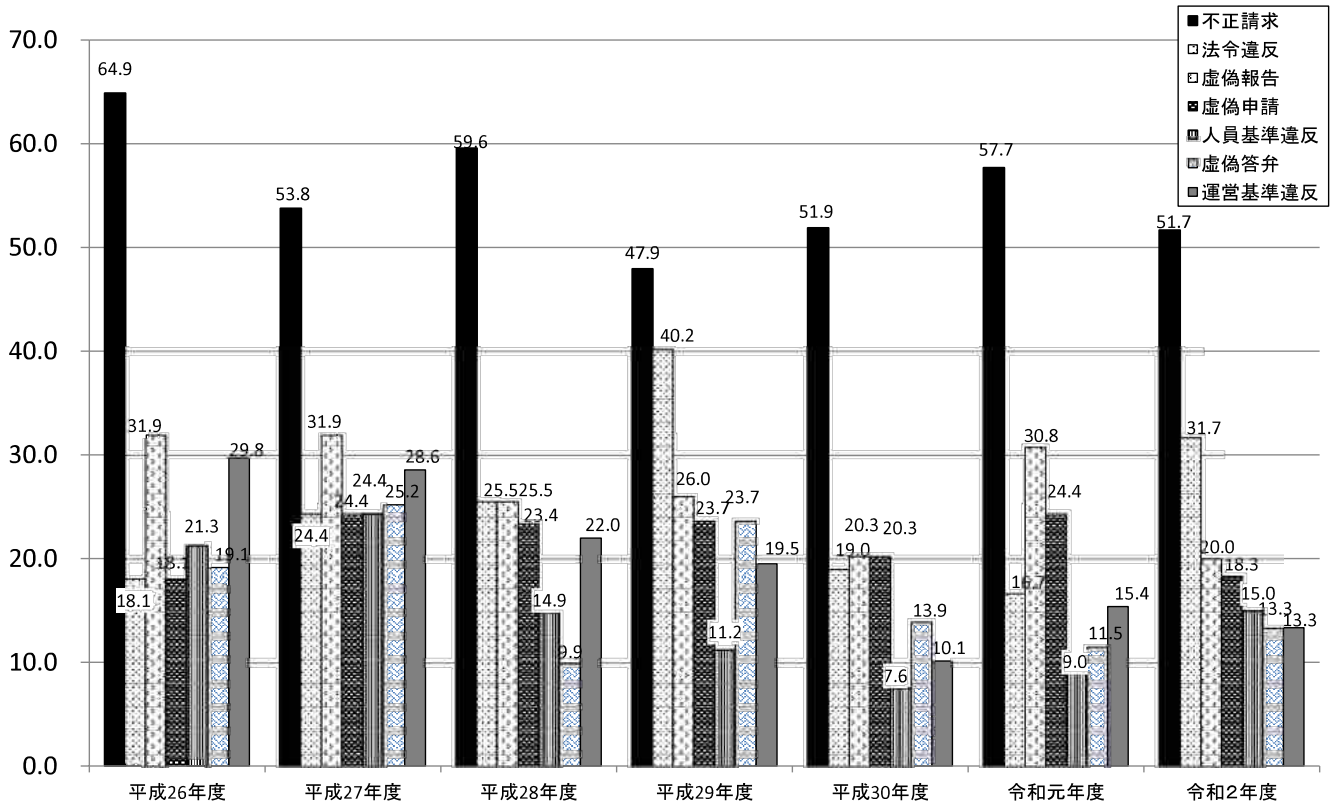
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 109事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

4. 主な指定取消事由の年次推移(平成26年度～令和2年度)

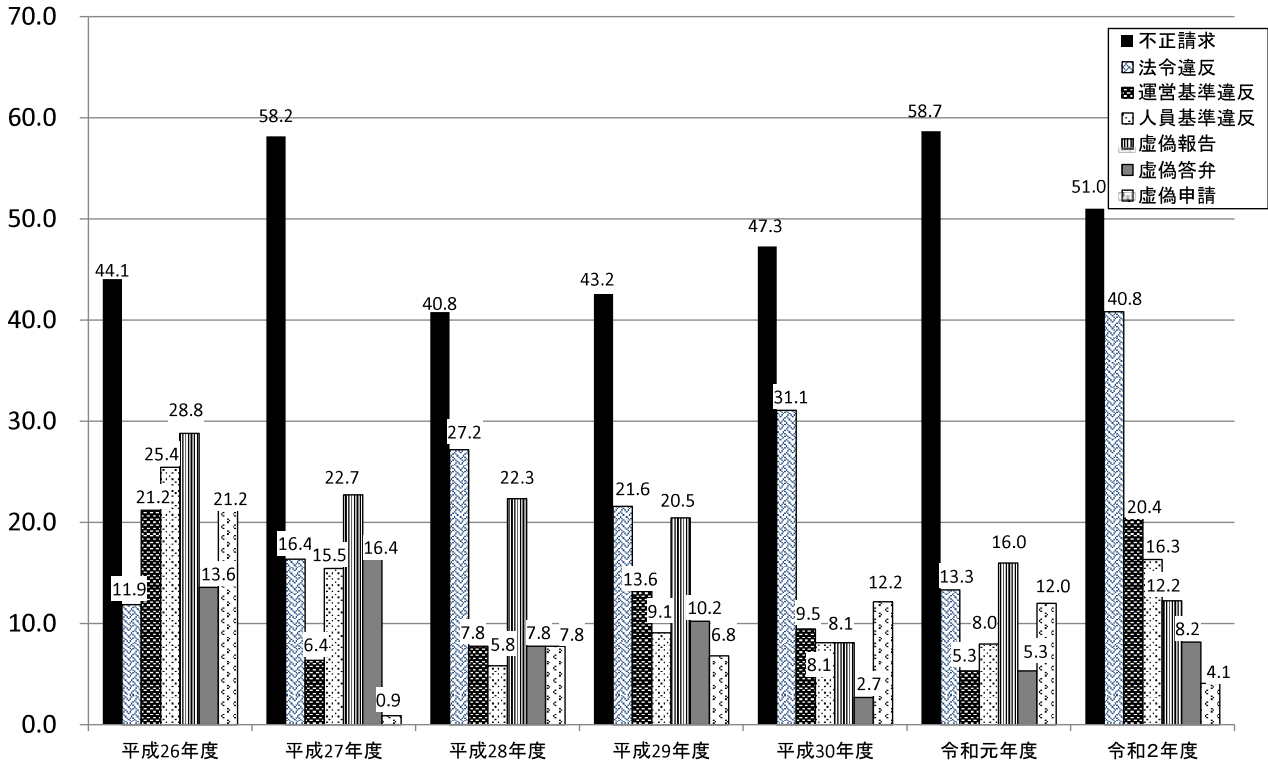
(図4)



注: 1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

5. 主な指定の効力の停止事由の年次推移 (平成26年度～令和2年度)

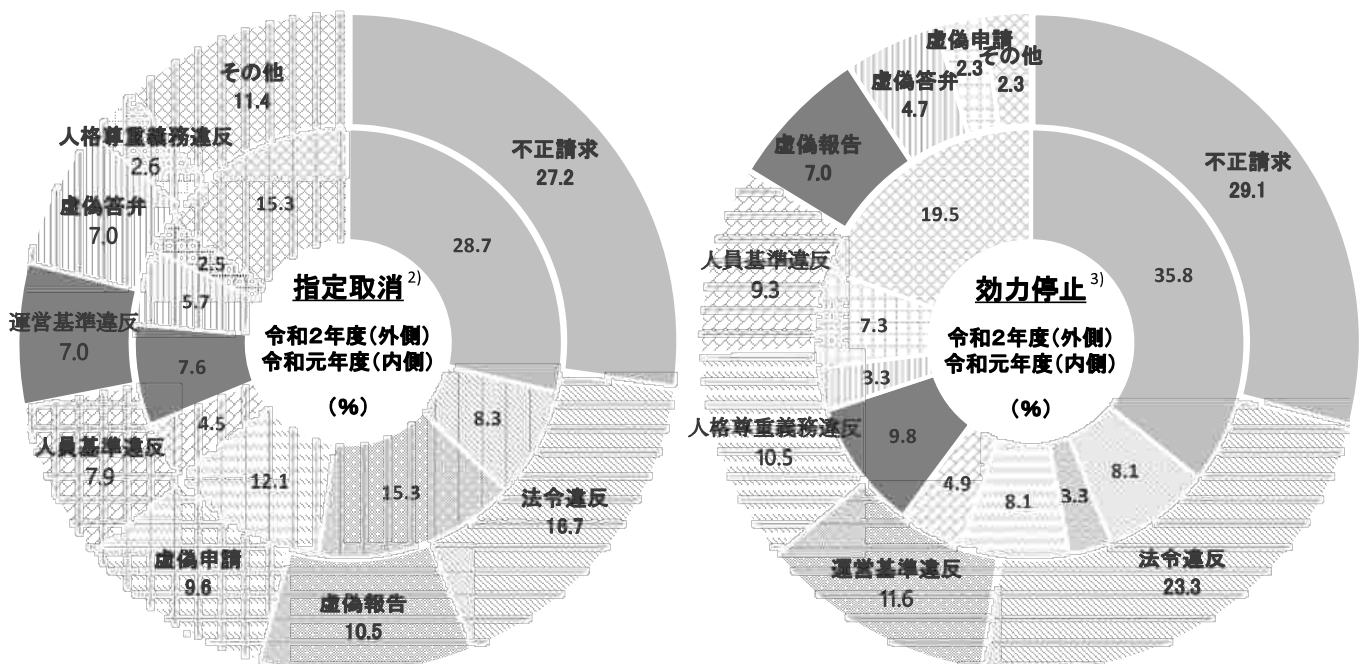
(図5)



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定の取消事由・指定の効力の停止事由 (令和元年度・2年度)

(図6)



- 注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

7. 指定取消事由の状況(令和2年度)

(図7)

介護サービスの種類	指定取消件数	処分事由(複数回答)									
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	その他	
		(根拠条文例) 第77条第1項									
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外	
指定訪問介護事業所	(19)	4	6	2	15	8	6	-	3	2	
指定訪問看護事業所	(2)	-	-	-	1	-	-	1	-	-	
指定通所介護事業所	(4)	1	-	-	3	-	1	3	-	1	
指定福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
指定特定福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
介護老人保健施設	(1)	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
指定介護予防訪問看護事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
指定居宅介護支援事業所	(5)	1	1	1	4	2	-	-	-	3	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(1)	1	1	-	1	1	-	-	-	-	
指定地域密着型通所介護事業所	(1)	1	-	-	-	-	-	1	-	1	
第1号訪問事業	(16)	-	-	-	6	1	1	-	12	3	
第1号通所事業	(5)	1	-	-	-	-	-	1	4	1	
合計	(60)	9	8	3	31	12	8	11	19	13	

- 注：1) ()内は令和2年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

8. 指定の効力の停止事由の状況(令和2年度)

(図8)

介護サービスの種類	指定の効力の停止件数	処分事由(複数回答)																	
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	その他									
		(根拠条文例) 第77条第1項																	
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外									
		一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定訪問介護事業所	(4)(3)	1	-	1	-	1	-	2	2	1	1	1	1	-	-	2	1	-	1
指定短期入所生活介護事業所	(2)(0)	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定短期入所療養介護事業所	(1)(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定施設入居者生活介護事業所	(1)(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護老人福祉施設	(3)(0)	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	(1)(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(2)(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
指定介護予防短期入所療養介護事業所	(1)(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(1)(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	(4)(3)	-	-	3	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(4)(0)	-	-	1	-	4	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	(2)(0)	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	(3)(2)	2	1	2	1	-	-	1	2	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(3)(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
第1号訪問事業	(3)(1)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1
第1号通所事業	(3)(2)	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	3	2
合計	(38)(11)	7	1	9	1	9	-	17	8	5	1	3	1	2	-	-	14	6	-

- 注：1) ()内は令和2年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。
 2) 複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各停止事由ごとに計上されるため、停止件数と各停止事由の合計は一致しない。

9. 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施結果 【年度別】（平成21年度～令和2年度）

(図9)

特別検査実施事業者数(合計):490事業者

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	合計
特別検査実施件数		8	37	20	27	49	46	61	68	58	42	60	14	490
実施 結果 内訳	行政指導に基づく 改善報告件数	-	6	3	2	4	13	13	9	5	8	6	-	69
	改善勧告件数	2	9	8	19	32	28	33	29	33	17	17	6	233
	改善命令件数	-	-	-	-	-	-	3	4	-	-	-	-	7
	その他	6	22	9	6	13	5	12	26	20	17	37	8	181

注)その他の件数は、特別検査を実施したが、改善指導等に至らなかった件数である。

《参考》主な改善勧告理由

- ・法令遵守責任者の役割及び権限が不明確である。
- ・役職員に対して法令遵守の必要性や理解を深めるための取り組みを行っていなかったため、法令遵守に対する意識が不足しており、内部牽制体制も働かなかった。